

出張報告書

No. 10993472

議員出張報告書

下関市議会議長殿

令和6年(2024年)3月22日

職氏名 【みらい下関(11名)】 会 長 木本 暢一 幹事長 林 真一郎 議 員 戸澤 昭夫・田中 義一 香川 昌則・安岡 克昌 板谷 正・村中 良太 林 昂史・山野 陽生 下村 秀樹 【議会事務局】 議事課長 中村純一郎 庶務課係長 新保 仁志	用 務 先進地視察・調査のため 1. 客引き行為等防止条例について 2. 新学校給食センター整備事業について 3. 学校部活動の地域移行の取組について
期 間 令和6年1月17日から 令和6年1月18日まで	出張先 1. 千葉県船橋市 2. 東京都国立市 3. 埼玉県白岡市

調査事項・意見

当会派では、千葉県船橋市で制定されている客引き行為等防止条例について概略説明を受けて、東京都国立市では、市内に建設された新学校給食センターの整備事業について説明を受けるとともに、さらに、埼玉県白岡市では、学校部活動の地域移行の取組について、先進地視察・調査を行った。

【千葉県船橋市】 人口：64万5,718人 面積：85.62km²

1. 客引き行為等防止条例について

〔出席者〕

船橋市市民生活部市民安全推進課 木内課長補佐

船橋市市民生活部市民安全推進課 山崎主査

〔会場〕

船橋市役所本庁舎内

視察の冒頭に、船橋市議会の渡辺議長より御挨拶をいただき、木本会長の答礼後、船橋市市民安全推進課の木内課長補佐、山崎主査の順に、それぞれ取組の概要説明を受け、その後、質疑応答を行った。

【概要】

（１）条例制定に至った経緯、条例の概要

船橋市においては、接待飲食店や性風俗店、深夜におけるマッサージ等の客引き行為は、風営適正化法や県の迷惑防止条例で規制されていたが、居酒屋やカラオケ店等の客引き行為は、風営適正化法や迷惑防止条例の規制対象では無かったため、市内の一部駅周辺の飲食街では、居酒屋等の客引き行為が常態化していた。

このような状況が、市のイメージダウンや、安全な通行や快適な生活環境に影響を及ぼすほか、商店会等からも対策に向けた強い要望を受けていたことから、公共の場所における客引き行為等を防止し、安全で安心なまちづくりの実現のため、平成２９年９月に当条例を施行した。

当条例で規制される禁止行為は、客引き行為（公共の場所で、通行人に営利目的事業の客となるよう勧誘する行為）と、客待ち行為（客引き行為をする目的で公共の場所でうろついたり、とどまったりして、相手方となるべき者を待つ行為）の２点で、規制区域として、現に客引き行為等が行われている、ＪＲ船橋駅の南口から京成船橋駅周辺のエリア、ＪＲ西船橋駅北口周辺のエリア、ＪＲ津田沼駅北側周辺のエリアの３か所が指定されている。

当条例に基づく行政処分は、違反行為が現認された場合、まずは口頭指導（違反行為の現認が不十分な場合は口頭注意）をし、口頭指導後に違反した場合は書面指導、その後１年以内に違反した場合には勧告というように、段階的な形で実施している。また、勧告後１年以内に違反した場合は、５万円以下の過料を科し、２０歳以上の者については、市ホームページでの氏名等の公表を、県内で先駆けて令和４年５月から行っている。

（２）条例制定後の具体的な取組、市民及び関係者への啓発活動について

指導については、県警察から派遣された現職警察官１名と、青色防犯パトロールの巡回を兼務する県警察ＯＢ８名が、１日三、四名体制で週４日程度、夜間帯に巡回しているほか、市から業務委託を受けた警備業者の警備員も、１日六、七名体制で、週５日午後３時から午後１０時までの間、広報啓発や違反行為に対する中止措置等を実施している。

指導の基本的な流れとしては、マニュアルの基準に該当する違反行為を現認したら、まず、客引き行為者と客引き行為を受けた通行人の双方から客引き行為の内容等を聴き取って、その内容を記録化するとともに、防犯カメラ映像等があれ

ば証拠として保全している。また、当条例では、客引き行為をさせた者に対しての両罰規定もあるため、違反行為の店舗が判明した場合は、直接その店舗に出向き、責任者等から聴取調査を行い、違反行為を行わせた者に対しても口頭指導を行っている。書面以上の指導については、各種調査資料をもとに書面を作成し、内部決裁を経て違反者に交付している。

広報啓発等の取組については、毎月第2木曜日の午後8時から地元自治会、県警察、市職員、委託警備員と合同で行うパトロールや、駅・周辺ビルのデジタルサイネージや構内放送による広報等で、当条例の周知や防犯意識の高揚を図っている。また、規制区域内の飲食店から「客引きしない宣言店」を募り、宣言を行った店舗に対してステッカーの配付や、公表を希望する店舗を市ホームページで紹介しているほか、違反行為の検挙について県警察から情報提供を受けた際は、その情報を市が防犯メールやSNSで配信し、市民に注意を呼びかけている。

そのほか、飲食店が入居する建物の管理者、不動産仲介業者等に対して、客引きをする店舗を入居させないように働きかけたり、千葉県内で客引き防止条例を制定している自治体の担当者と情報共有のため、定期的に意見交換会を開催したりしている。市職員に対しても、研修等の機会を捉えて客引き店の情報を提供して注意喚起をしている。

（3）現状抱える問題点や今後の課題について

指導や公表過料処分の効果として、通行人に執拗な声かけやつきまといをする客引きや、客引きをする店舗は減り、市民からの意見や要望の件数も、当条例の施行当初と比較すると減少している。また、意見の内容も、苦情や批判めいたものから、情報提供や指導員等に対する激励に変わってきている。その一方で、最近の傾向として、客引きの中には、闇バイトのような勧誘手法で手を染めてしまった高校生や大学生が増加し、辞められない状況に陥り、逆に高校や大学を辞める者も存在している。

そのほか、客引き業者の違反行為が、指導を免れるため、見張りを立てたり、対応マニュアルを作成したり、チラシ配りを装ったりして客引きを行う等、違反行為の手口が巧妙化している。その中でも、事業者や客引き行為をさせる者への指導を非常に困難な状況にしているのが、居酒屋と客引きとの雇用関係を分らないようにする手口で、その仕組みは、まず居酒屋が、表向きにマーケティング事業や飲食店サポート事業と称して、客引きを雇用している会社と、チラシ配り等の業務委託契約を結び、客引き雇用の会社からチラシ配りの現場責任者として派遣を受けるが、その現場責任者というのは、実は客引きの指導役であり、実際に客引き行為を行う者と、表向きにチラシ配りの契約を結びながら、実際には客引き行為をさせ、客引き行為者が、居酒屋に客を案内したら、客が居酒屋に支払った料金の約1割を、居酒屋から客引き雇用会社や現場責任者を介して、歩合制の報酬として受け取るという流れになっている。このため、客引きを利用する居酒屋では、飲食代金が通常より約1割上乗せされている傾向がある。

課題としては、客引き行為が午後9時以降に活発になる傾向であることから、指導員の配置時間等の見直しや、当条例の規制対象外であるティッシュやチラシ配り等に対する指導を課題として捉えており、今後の取組としては、高校生の客引き行為アルバイトの防止対策や、ビルオーナーや不動産会社に客引き行為排除のための広報啓発の推進を考えているとのことであった。

【主な質疑応答】

Q：防犯カメラは、どのくらい設置しているのか。また、どこが取り付けなのか。

A：市で設置・管理しているものは、JR船橋駅、京成船橋駅周辺の3か所のみで、そのほかの防犯カメラは、地域の町会自治会が、市の補助により設置しているものである。

Q：ぼったくりをする飲食店は多いのか。

A：そういう話は、ほとんど聞かない。

Q：不動産会社等に対する広報啓発では、どのようなお話をされているのか。

A：飲食店事業者と交わす入居の契約書において、客引き行為を退去事由に入れていただくようなお願いをしている。

Q：防犯メールは、登録している方に、市が情報提供をするということか。

A：市から配信するメールで、防犯情報を選んだ方に、配信情報の一つとして、客引き行為の検挙情報も配信している。また、市の公式Xでも投稿し、メールを配信していない人にも検挙の情報を提供している。

Q：客引き行為が無くならない原因は、不景気や少ない客足と関連があるのか。

A：市内3か所のエリアは、平日もそれなりににぎわっており、金曜日は事前予約をしなければ店を利用できないぐらいなので、客足等との関連性は低いと思うが、客引きのいる店舗は、いない店舗に比べて売上げが良いと聞き及んでいる。

Q：当条例が施行されたことによって、客引きをしている者が、同種の防止条例がない自治体で客引き行為をしている可能性はあるか。客引き会社を根絶することは難しいのか。

A：ほかの自治体でも客引き行為をするケースは非常に多いと思う。客引き会社の根絶は市の条例では難しいが、県警察で取締りをした事例はある。

Q：当条例の整備にあたり、商店会等からの要望とは別で、市議会へ陳情や要望もあったのか。

A：市議会への陳情は無かったが、議員から個別に条例制定の話があり、必要性を感じて整備を進めた。

Q：条例制定に要した期間はどのくらいか。また、条例が制定されて、悪質な客引き行為者とトラブル等は無かったか。

A：当条例施行の1年前から検討を始めた。トラブルについては、巡回の指導員と起きており、警察が介入したケースもある

Q：客引きしない宣言店の公表は、ステッカーやホームページを見た人が、安心できる飲食店を知るうえで非常に有効であるが、ほかにメリットはあるか。

- A：その飲食店は、市役所公認ということで良い評判が広まり、飲食店にとってもプラスになると思われる。
- Q：客引きの中には、18歳の若者がいるとのことだが、それは、客引き会社が行政処分を受けても実名公表までされないことを悪用して、雇っているようにも感じた。今後、実名公表の年齢基準を20歳から18歳に引き下げる考えはあるか。
- A：それは、今後の検討課題として認識している。難しい問題で、近隣の自治体でも判断が分かれているので、これから慎重に考えていきたい。
- Q：客引き行為の被害者が、市民と来外者とでそれぞれ何名かというのを把握しているのか。それと、ステッカーによる広報は、来外者にとっても親切であるが、マップのようなものもあると、より効果的と思うが、そのお考えは。
- A：被害者が市民か来外者かの把握はしていない。マップによる周知については、今まで思いつかなかったもので、これから宿泊業者も交えて、検討していきたい。
- Q：市が委託している警備員は、巡回を午後3時からされているが、午後の早い時間帯から開始されている理由は。
- A：ランチ営業の時間帯から、客引きを出している飲食店があったため、午後3時から始めているが、そういった飲食店も少なくなってきたので、指導の開始時刻については、来年度検討予定である。



【渡辺議長による歓迎挨拶】



【木本会長による答礼】



【担当職員からの説明】



【庁舎正面玄関にて】

[東京都国立市] 人口：7万6,317人 面積：8.15km²

2. 「新学校給食センター整備事業について」

[出席者]

国立市食育推進・給食ステーション 土方所長
国立市食育推進・給食ステーション 宮本所長補佐
国立市食育推進・給食ステーション 久保主査
国立市教育委員会教育部教育総務課 立花施設担当係長

[会場]

くにたち市食育推進・給食ステーション2階 会議室

視察の冒頭に、国立市議会の青木副議長より御挨拶をいただき、木本会長の答礼後、国立市食育推進・給食ステーションの土方所長、宮本所長補佐、久保主査、国立市教育委員会教育部教育総務課の立花係長から、同センターの紹介動画も交えながら、取組の概要説明を受け、質疑応答を行った。その後、同センターの施設内を見学した。

【概要】

(1) 新学校給食センターの概要

●施設の概要について

調理能力は、1日当り約5,000食、食物アレルギー対応食は60食作ることが可能で、市内の小学校8校、中学校3校に給食を配送している。

新しいセンター（くにたち食育推進・給食ステーション）に建て替えた経緯としては、国立市役所北側にあった旧センターが、昭和43年9月に建てられてから、老朽化や衛生管理上の課題が出てきたため、平成18年から建て替えの検討が始まり、平成28年11月に「国立市立学校給食センター整備基本計画」を策定。平成30年には新センターの用地を確保するとともに、「新学校給食センター整備事業方針」でPFI方式により整備することが決まり、建設工事等を経て、昨年の令和5年6月に竣工した。

ちなみに、建て替えた新センターは、児童生徒やその保護者だけではなく、市民全体を包含した食育推進の拠点とするため、「KAMU COME（カムカム）キッチン」という愛称で呼ばれており、愛称の「K」から始まるカムには、よくかんで食事をする大切さを感じてほしい、「C」から始まるカムには、誰でも気軽に来て楽しんで欲しいという願いが込められている。

新センターの整備をPFI方式（BTO方式）でしたメリットとしては、①効率的な施設整備と作業環境の構築、②民間事業者のノウハウを活用したサービスの向上やアレルギー対応食の提供、③効率的な維持管理と迅速な対応、④費用削減効果（VFM）と財政負担の平準化を挙げていた。

●災害対策について

新センターの建設用地は、多摩川が氾濫した場合、ハザードマップで最大浸水深が0.5～3.0メートルとなっていたため、市民から不安の声が寄せられたが、給食センターを建設できる用途地域の準工業地域が、今の建設地以外に無かったため、浸水対策として0.5メートルの盛り土をして、調理場のフロアの高さが約1.4メートルとなるように整備し、ボイラー等、復旧に時間を要する重要設備は、3メートル以上のところに配置している。そのほか、防災倉庫や非常用発電機も整備、PFI事業者と災害時協力に関する協定締結やBCPに関する計画の策定をしている。

●運営・管理体制について

新センターの市職員数は12名で、内訳は、事務職が所長補佐を含め4名、栄養士職が7名となっている。一方、調理業務を担当する運営事業者の社員は、約90名おり、統括責任者、調理責任者等のもとに、作業ごとの班で構成されている。班のうち、配膳班33名は、11校に3名ずつ学校勤務となっている。

給食提供に係る市職員と運営事業者の業務分担は、献立の作成、食材の選定等、給食提供の根幹部分を市栄養士が、調理や配送等を運営事業者社員が行っている。

●食物アレルギー等への対応について

新センターが稼働して、アレルギー等対応食を開始したが、まだ間もないため、現在は卵と乳製品の2品目としている。現在の提供は14名で、提供方法は、卵と乳製品を除いて調理したものを、料理ごとに個別食缶に入れ、それをランチボックスに入れて配送し、通常給食と混在しないようにしている。また、事故防止のため、配膳のトレイの色をアレルギー対応食と通常給食とで区別している。

なお、献立で、卵と乳製品を使わない日は、ランチボックスの配送をせず、通常給食と同じように、クラス食缶から食器に配膳して食べてもらっている。また、通常給食において、そば、落花生、くるみ、アーモンド、イクラ、カシューナッツ、キウイフルーツの品目は使用しないようにしている。

●食育推進への取組について

市独自の特色ある取組として、地場産物による給食、冷凍食品に頼らない手作り給食、地元のレストランや学生が考案したメニューの給食などを提供し、生徒児童が地域を身近に感じながら、楽しんで食べてもらえるような工夫をしている。また、就学前の年長児が、小学校給食を不安なく始められるように、就学時健診の日や保育所からの施設見学受け入れた際等に、体験試食会を実施している。

さらに、毎月13日は「食育の日」として、学校給食で全国の食文化を伝えるため、各地の郷土料理等を提供しており、令和5年5月は山口県の郷土料理として、わかめむすびをイメージしたわかめ御飯、主菜に小学校給食でチキンチキンごぼう、中学校で鯨肉の料理、デザートに夏みかんを使った給食を提供した。

【主な質疑応答】

Q：運営事業者の配膳班は、具体的にどのような作業をしているのか。センターから

各学校に届けることも任されているのか。

A：センターから学校までの配送は、配膳班とは別にいる配送員がトラックで運んでいる。配膳班は、学校に出勤し、配送された給食をコンテナから出して、各クラスの配膳運搬車に分けて、それを各クラスの廊下の前まで持って行き、給食後は、配膳運搬車に乗って配膳室に戻ってきた食器や食缶を整備してコンテナに入れる作業が主となる。また、アレルギー対応食については、確実に行き渡るように、学校長やクラス担任と確認しながら配膳をしてもらっている。

Q：栄養教諭の配置はどのようにしているのか。

A：栄養士の中には、栄養教諭の有資格者がいると思われるが、国立市では、かなり以前に、東京都から栄養教諭の派遣をお断りした経緯が一度あり、それ以降は派遣されていないので、各学校に栄養教諭の配置はない。

Q：アレルギー対応食の提供は14名ということだが、全て対応できていないということか。

A：卵と乳製品の希望者には全員対応している。まだ稼働して間もないので、様子見している保護者もいると思うので、これから希望が増えると思込んでいる。

Q：運営事業者約90名の方々の人件費や、給食費の減免の有無等は。

A：市と締結したPFI方式による契約金額の中から、市から年割賦で支払われる金額を計算しながら、調理員や配膳員の給料を決めているが、旧センターから継続して雇用された27名の方については、待遇等を下げないように配慮してもらっている。調理員と配膳員の給食費については、市職員も含めて減額措置は無く、定額を支払っている。

Q：PFI方式による契約金額は、幾らか。

A：施設整備費と15年間の運営費をあわせて、総額63億円となっていて、ほかの市と比べて安いほうだと思う。

Q：旧センターで働いていた方は、新センターで優先的に雇っていただいた感じか。

A：継続雇用については、市議会からも心配する声があり、事前に運営事業者と、希望者の継続雇用について、約束を取り付けていたので、旧センターのなかで希望した27名は継続雇用となり、今のところ辞められた方もいない。

Q：毎日4品目を出されているが、今の給食費の金額で成り立っているのか。

A：栄養士の思いとして、ランチプレートの四つスペースを、おかずや主菜、御飯で全部埋めたいという気持ちがあり、令和2年の給食費の改定で、それを実現することができた。今後も4品目を続けていきたいが、最近の物価高騰により、予算を増額しながら食材購入費を賄っているが、来年度に提供する量を維持しようとする場合は、給食費を見直す必要が出てくるかもしれない。

Q：郷土料理は、全国のメニューをやっているのか。

A：持ち回りで各地の郷土料理をやっていて、時には、世界各国の料理や、開校記念日の行事食として赤飯、調理栄養専門学校の学生が考案したレシピの給食などを提供したこともある。

Q：栄養士の方は、新卒者が多いのか。

A：千差万別で、医療機関等の民間を経験して入った方もおられれば、新卒の方もおられる。



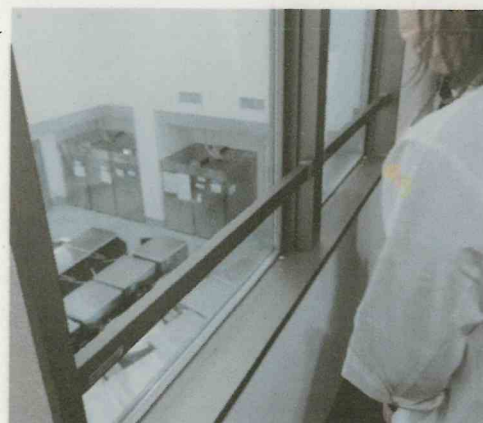
【青木副議長による歓迎挨拶】



【木本会長による答礼】



【担当職員からの説明】



【担当職員からの施設設備案内】



【施設内の展示スペースにて】



【施設正面玄関にて】

〔埼玉県白岡市〕 人口：5万2,705人 面積：24.92km²

3. 「学校部活動の地域移行の取組について」

〔出席者〕

白岡市教育委員会教育部教育指導課 佐井指導主事

〔会場〕

白岡市役所4階 特別会議室

視察の冒頭に、白岡市議会の森議長より御挨拶をいただき、木本会長の答礼後、白岡市教育指導課の佐井指導主事から、学校部活動の地域移行の取組例を収録した動画を交えて、取組の概要説明を受け、その後、質疑応答を行った。

【概要】

（1）地域移行に至った背景

白岡市は、人口が5万2,649人で、市内には篠津、菁莪、南、白岡の四つの中学校があり、学校間の行き来が、徒歩約40分、自転車約10分でできるという特徴がある。生徒数は1,225名で、部活動数は、運動部が35団体、文化部が15団体の計50団体ある。

地域クラブ活動を進めたきっかけには、中学校の教職員の働き方改革と、持続可能で多様な部活動を目指そうとした背景があり、令和3年度、市内4校のうちの運動部五つと文化部二つを、約2か月間、モデル事業という形で実証導入をスタートさせて、大学の先生を招いた勉強会や、教職員・生徒・保護者・新入生保護者に対しての各種説明会等の開催や現地視察会等も行った。

令和4年度は、市内4校のうち2校の一部部活動顧問から、地域移行について相談があったため、先行的に2校の合計九つの部活動が地域クラブ活動に移行した。あわせて、生徒からアンケート調査で、もしあれば活動したいと希望があった「合同部活」も並行して行っている。

令和5年度は12月から、先行的に進めていた2校の休日部活動は全て地域移行し、移行していない中学校については、部活動顧問が希望する部活動を地域移行するという形にステップアップさせて、現在22の部活動と二つの合同部活が地域移行している。また、地域クラブ活動を盛り込んだ「部活動のガイドライン」を策定し、週5日で、土曜日か日曜日のどちらかは休養日で休めるように示している。

（2）地域クラブ活動の活動状況について

●地域クラブ活動の管理運営

白岡市がプロポーザルで選定した「白岡市Sport-Verein（シュポルトバーアイン）」という地元の総合型スポーツクラブに委託して運営している。委託先団体では、地域のスポーツ協会やスポーツ少年団、クラブ等から指導者を登録してもらい、そこから派遣するという形を取っている。また、平日は教職員

という身分の教職員も、この地域クラブ活動で指導する場合は、兼職・兼業の一指導者として委託先団体に登録し、委託先から派遣されるというような形を取っており、謝金も委託先団体から指導者に支払われるようになっている。

●地域クラブ活動の状況

菁莪中学校の女子バスケットボール部では、元bjリーグのプロで、JBCコーチライセンスと教職員免許を持つ方が指導に当たっており、生徒は、今までやったことのない練習を学び、その学んだことを平日の中学校部活動で取り入れて練習していくという、非常に良いサイクルができています。

菁莪中学校の男女ソフトテニスでは、民間のテニスクールのコーチが指導に当たっており、部活動の顧問とは「S g r u m（スグラム）」というコミュニケーションアプリを使って、活動内容の情報交換をしている。そのアプリには、顧問と指導者だけではなく、保護者や生徒も参加しており、指導者が参加人数の把握や、保護者が子供の活動内容を知るツールとしても役立てられている。

南中学校の女子ソフトテニス部では、ボランティア指導員が指導に当たっている。ボランティア指導員は、中学校部活動において、顧問と一緒になければ、指導や大会の引率はできないが、地域クラブ活動では、単独での指導や引率ができるようになっている。

合同部活動については、令和3年度のアンケート調査で一番希望が多かったダンスと、活動がしやすいプログラミングを現在行っている。今後も、子供たちの声に対して、多様な種目に関われるような機会を増やしていくため、合同部活を継続していきたいとのことであった。

●地域クラブ活動に移行したメリット・デメリット

メリットとしては、より専門的な指導が受けられるほか、教職員が休日に休めることによって、部活動指導の負担が軽減され、教科指導等がより充実するというところがある。

デメリットとしては、学校管理外の活動となるので、別途スポーツ安全保険の加入が必要となることと、事業に係る経費が令和5年度予算で約1,000万円かかっていることを挙げていた。

●中学校教職員の部活動指導のパターン

現在、中学校4名、小学校2名の教職員が、指導者として兼職・兼業をしている。教職員のパターンを分類すると、以下のA～Eの五つに分類される。

- ・ A) 部活動指導の希望があって、適切な指導もできる教職員…地域クラブ活動の指導者として、兼職・兼業でやっていただく。
- ・ B) 指導の希望はあるものの、競技経験が無く、謝金をもらって指導するのにためらいがある教職員…地域クラブ活動の指導者にお願いしていただく。
- ・ C) 指導の希望があり、生徒指導の関係上でやらざるを得ないとする教職員…義務的な捉え方をせず、平日の教科指導や学級経営等に注力してもらうため、土曜日、日曜日は休んでいただく。
- ・ D) 指導ができないため、指導の希望もないという教職員…地域クラブ活動は

しないという選択をしていただく。

- ・ E) 部活動の指導を切望してなった教職員…兼職・兼業という形で力を発揮していただく。

(3) 今後の課題

①委託先団体（受け皿）について

毎年委託先を変えながら、課題を改善していつている。

②指導者について

現在22の部活と合同部活の全てに指導者を配置できているが、今後、ほかの市町も地域移行に取組みはじめた場合、指導者の奪い合いや、謝金の金額の引上げ等が出てくると考えられるので、生涯学習課の「ペアーズバンク」という人材バンクの活用や、地域のスポーツ協会やスポーツクラブと連携して確保に努めている。また、質の確保という面での研修制度の実施も課題としてある。

③活動時間及び活動日数について（説明は省略）

④教職員の兼職・兼業について

令和3年度のアンケート調査では、教職員が「部活動は生徒指導の一環であるため、地域移行しても引き続き教職員が指導するべき」と考える人数が多かったが、実際に地域移行を進めていくなかで、教職員の認識も変化し、その次に行った調査では、地域移行を望む意見が増えてきている。

⑤施設と用具の管理について

現在は、学校部活動からの移行ということで、用具をそのまま使用しているが、今後、学校教育と切り離して考えていくことになった場合、用具やそれを置く場所も分けて考えていく必要がある。

⑥大会・コンクールの在り方について

現在、特例で地域クラブ活動の大会参加が認められているが、現状では、部活動顧問が、ほかの学校の顧問と練習試合の日程調整や、引率以外の準備、当日運営等している。今後、ほかの市町で地域移行が進めば、変わる可能性があるが、今後どうするかというのは課題として考えている。

⑦受益者負担と保険料について

今年度の約1,000万円の事業費については、国や県からの補助金で実質賄えているので、市で負担する費用は、その補助対象外の部分で済んでいるが、来年度予算はさらに増える見通しであり、ほかの市町で地域移行が始まれば、国や県の補助金もどうなるか分からないので、何か財源を確保しなければいけないというところが課題としてある。

その財源の一つとして、受益者負担を検討しているが、補助金がなくなった場合の試算が1月当たり約4,500円という結果であり、保護者に、これまでは休日部活動で負担が無かったものが、地域移行して4,500円の負担を求めるのは、理解を得づらいところがある。また、種目や入退部のタイミング等によっては負担額もまちまちであり、金額のバランスを取るべきかどうかの

課題もあるため、受益者負担の開始は見送っているとのことであった。

【主な質疑応答】

- Q：この取組は、最初の実証実験から現在まで、全部教育委員会が主導でやっているのか。
- A：学校部活動を地域クラブ活動に移行するということで、学校との調整が必要になるため、教育指導課が主体となり、生涯学習課と連携して進めている。来年度の11月からは、全ての部活動で地域移行をしたら、やはり教育活動から切り離す必要があるので、令和7年度からは生涯学習課への移行も考えている。
- Q：教職員の兼業・兼職を認めるのは、大変な決断だと思うが、その流れは、各学校長のトップダウンで決まるのか、それとも教職員に意向を調査して決まるのか。
- A：埼玉県では教職員の時間外勤務時間を、一月45時間以内にするという目標を掲げていて、地域クラブ活動における指導時間も時間外勤務に含むとしている。教職員は、学校が一月約20日で、1日2時間残業しただけで一月の累計が約40時間になるので、各学校長は、教職員から兼職・兼業願が出されたら、休日の指導を含めて45時間以内を守れるかどうかという観点で判断をして、兼職・兼業を認める場合は、教育委員会から承認を受けている。
- Q：委託先の白岡Sport-Verenは、学校部活動の種目しか受託していないのか。
- A：委託先は、いろいろなスポーツ協会と連携しているので、例えば、硬式テニスのご希望があった場合は、白岡市のテニス協会につないで、指導者の派遣を調整いただけたらと思う。
- Q：文部科学省では、この3年間の週末を、地域移行に関する普及活動の期間みたいな形にしている、将来的には、学校部活動からの切離しを考えられているようだが、その辺りの対応を考えておられるのか。
- A：学校の教育活動と切り離していくところを目指している。
- Q：合同部活の吹奏楽部では、楽器が各学校の備品だったり、楽器を自分で持って行く必要があったりすると思うが、その辺はどうしているのか。
- A：吹奏楽の合同部活は、当初、四つのパートで分けて生徒の参加希望を募り、各パートの指導者を充てて練習をしていたが、個人レッスンみたいになっていたのが、今は各学校に吹奏楽の指導者を配置しているので、荷物の移動とかはない。
- Q：教職員からの実態調査アンケートの概要の中で、指導者で生徒のメンタルをケアできるのか、また、活動中のトラブルが理由で不登校になった場合に誰が責任を取るのかということを懸念された方がおられたようだが、それはどのようにクリアされたのか。
- A：地域クラブ活動のそもそものが、学校部活動のように生徒指導的な意味合いではなく、技術指導をしてもらいたいというところが大きい。実際にしっかり技術指導をしてくださっているので、生徒や保護者には満足してもらっている。生徒同士のトラブルや、けがの対応については、学校教育外ということで、できるだけ学

校は関わらずに、指導者や委託先で対応している。また、部活動の人間関係のトラブルで、不登校になった生徒はいるが、ダンスの好きだった生徒は、合同部活のダンスには参加して、ほかの中学校の生徒と楽しく活動しているケースもある。

Q：小学校のスポーツ少年団や高校との連携についての話は何かあるのか。

A：少年スポーツの団体とは、月1回程度協議会を持ち、その中で今後に向けた話し合いを継続している。高校までは、今なかなか広げられていないところがあるが、高校の指導者をという話はやはり今後出てくると思う。

Q：地域移行の評判を聞いて、白岡市以外から来る生徒はいるのか。

A：学校部活動が前提となっているので、市外から来る生徒はいない。

Q：今まで中体連は、学校単位でしか大体認めていなかったのが、大分緩和されたところがあるのだが、白岡市で特例として参加した種目というのは、どのぐらいあるのか。

A：今のところ、実績はない。



【森議長による歓迎挨拶】



【木本会長による答礼】



【担当職員からの説明】



【議場にて】